厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の解説

厚生労働省 老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

R8.3更新

「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の開催について（新設）

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、**現場における課題を抽出及び分析した**上で、**事業所の状況に応じた必要な対応を検討**し、**利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備**するため、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**の設置及び開催を規定。（**３年間の経過措置**）

1.委員会の構成員

管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。

（※）外部の専門家を活用することも可能である。

2.開催頻度

定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が**形骸化することがないよう**留意した上で、**各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めること**。

3.議論の進め方等について

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めること。

（※）「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守すること。

（※）委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（※）近日中に委員会開催に当たってのポイント・事例集を公表予定

4.開催形態

事務負担軽減の観点等から、**他に事業運営に関する会議**（例：事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、**一体的に設置・運営することも可能**である。

また、**他のサービス事業者との連携等により行うことも可能**である。

5.委員会の名称について

従来から生産性向上の取組を進めている事業所において、法令（※）とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令と異なる委員会の名称を用いることも可能**である。

（※）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

生産性向上推進体制加算を算定する場合の委員会の開催について

委員会の開催については、生産性向上推進体制加算（以下「加算」という。）を取得する場合は以下の違いがある。

	加算を算定しない場合	加算を算定する場合
構成員	各事業所の状況を踏まえ、必要な構成メンバーを検討 （※）幅広い職種により構成することが望ましい。	現場職員の意見が適切に反映されるよう、**管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等**の参画が必要
開催頻度	各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を検討 （※）委員会の開催が形骸化することがないよう留意する必要がある。	**三月に一回**以上の開催が必要
議題等	生産性向上ガイドラインを参考に取組を進める	生産性向上ガイドラインを参考にした上で、**①から④の事項について必要な検討**を行う ① 利用者の安全及びケアの質の確保 ② 従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 職員に対する研修

「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」のポイント・事例集

委員会の運営にあたって参考となるポイントや具体的な取組の事例をまとめた資料を公表

従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、令和６年度介護報酬改定における制度改正以前より、生産性向上の取組を進めるための委員会を設置及び開催している事例もあり、実際の取組事例を掲載（14事例）

生産性向上のための委員会で想定される議題

1. 課題分析（見える化）・役割の明確化と役割分担・導入するテクノロジー等の検討
2. 役割分担の見直しやシフトの組替の検討※、テクノロジー等を導入する範囲や使用する利用者の検討
3. 生産性向上の取組に関する実行計画の検討・策定
4. 導入したテクノロジー等の使い方に対する教育・研修の実施
5. テクノロジー等の使い方の改善に関する検討
6. テクノロジー等を活用したケアの改善に関する検討
7. 導入したテクノロジー等の効果検証（職員や利用者等の観点からの課題・効果等の情報の共有）
8. ヒヤリハット・事故防止のための検討
9. その他、法人または施設・事業所で必要と判断した事項

(HP掲載箇所)
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html

介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。 **本資料の説明内容**
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。

【現状イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の**取組が進んでいる**事業所

デジタル等を**単に導入している**事業所

取組が**進んでいない**事業所

【今後の取組の方向性】

③先進的な事業所の評価（①②に加え）

規制改革：介護付き有料老人ホームにおける**人員配置基準の特例的な柔軟化等**

②取組を更に進めるための支援（①に加え） **本資料の説明内容**

報酬改定：**デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取組を評価する加算**の新設

①取組が進んでいない事業所へのアプローチ

体制整備	**入所・泊まり・居住系サービス**における**生産性向上**の取組のための**委員会設置の義務化**（３年間の経過措置）
資金援助 **取組支援**	ﾛﾎﾞｯﾄ・ICTの**導入補助**、定着支援までを含めた**伴走支援**（補正予算）、**都道府県の窓口**設置
人材育成	伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（**研修支援**）

【将来イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の**取組が進んでいる**事業所

※事業所内の推進体制によるPDCAの循環

データ提供

フィードバック

国等が事業所の**取組効果のデータを取得**（補助金等の条件）

国における分析・事業所への**フィードバックを検討**

ニーズ提供

使いやすい機器の提供

ICT機器等の**UI・デザインの改善**（既存予算）

取組が進んでいない事業所

令和６年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

１．地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 医療と介護の連携の推進
  - 在宅における医療ニーズへの対応強化
  - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
  - 在宅における医療・介護の連携強化
  - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

２．自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFEを活用した質の高い介護

３．良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

本資料の説明内容

４．制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

５．その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

令和６年度介護報酬改定に関する審議報告の概要
（３．良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり）

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け**る。（３年間の経過措置）
- **介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため**、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた**業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。** **本資料の説明内容**
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、**生産性向上に先進的に取り組む特定施設**について、**介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化**（３：0.9）を行う。
- **介護老人保健施設等**において見守り機器等を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。
- **認知症対応型共同生活介護**において見守り機器等を10%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間支援体制加算の要件を緩和する。
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習の外国人について、一定の要件の下、就労開始から６月未満であっても人員配置基準に算入してもよいこととする。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス（告示改正）

【単位数】
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　10単位/月（新設）

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞
○　（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
○　見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
○　職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞
○　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
○　見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の概要

介護現場における生産性の向上の取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するための加算を新設

【上位区分】
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月

- 加算（Ⅱ）で提出するデータ等により業務改善の取組による成果が確認された上で、【上位加算要件●】
- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、【共通要件■】
- 見守り機器等のテクノロジーを３種類すべて導入し、

  【一部共通要件■】
- 生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、【共通要件■】
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行うとともに【上位加算要件●】
- １年に一度、業務改善の取組の実績を示すデータの提供を行う【共通要件■】

ことを評価する

【下位区分】
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月

（成果の要件はなし）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、【共通要件■】
- 見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、

  【一部共通要件■】
- 生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、【共通要件■】

（適切な役割分担の要件はなし）

- １年に一度、業務改善の取組の実績を示すデータの提供を行う【共通要件■】

ことを評価する

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の概要（仕組みのイメージ）

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月

↓ 算定開始前

【安全対策等の検討】利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（設置義務）
⇒ 加算を取得する場合は経過措置期間であっても設置が必要。
また、３月に１回以上開催し、上記取組の状況を確認

テクノロジー導入
（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等の**全て**）

職員間の適切な役割分担

業務改善の取組による成果の確認
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化

↓ 算定開始後

【実施状況の確認及び必要な見直しの検討】委員会の開催（１回/３月）

業務改善の取組の実績を厚労省に報告（１回/年）
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化
エ　心理的負担等の変化(SRS-18等)
オ　機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月

↓ 算定開始前

基準省令
（３年の経過措置）

テクノロジー導入
（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等のうち**１つ以上**）

↓ 算定開始後

業務改善の取組による成果の確認
テクノロジー導入後、生産性向上の取組を**三月以上継続した上**で、当該介護機器の導入前後の状況を比較

※加算Ⅱから加算Ⅰへの移行のほか、
加算Ⅱを取得せず、最初から加算Ⅰの取得も可能

業務改善の取組の実績を厚労省に報告（１回/年）
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化

【共通要件】
委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について

委員会では、１から４の事項について**必要な検討を行う必要**がある。また、**委員会は三月に一回以上開催**し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ることが必要。

1．利用者の安全及びケアの質の確保

① 見守り機器から得られる離床の状況等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、機器導入後の利用者等の状態が維持されているかを確認

② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討

③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討

④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発防止策を検討

2．従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容を確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等を実施

① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無

② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無

③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況

3.介護機器の定期的な点検

① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。

② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

4．職員に対する研修

介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。

また、加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等を含む。）による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に実施すること。

（※）具体な検討内容については、導入するテクノロジーの種類により異なるため、実態に応じた検討が必要となる。
例えば、加算（Ⅱ）でインカムのみを導入するような場合には、上記１の①の項目など、必ずしも検討の必要がない場合もある。

【共通要件】導入が必要となるテクノロジーについて

加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定するに当たっては、以下の介護機器の使用が必要
・加算（Ⅰ）は、１から３の　**全ての**　介護機器の導入が必要（※）
・加算（Ⅱ）は、１から３のうち**１つ以上の**介護機器の導入が必要

1.見守り機器

利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器。

見守り機器

（※）**加算（Ⅰ）の場合**、すべての居室への導入（注）が必要。

加算（Ⅱ）の場合は、１つの居室への導入でも算定可能。

（注）利用者又は家族の意向に応じ、機器の使用を停止する運用は可能。

2.職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器

インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）やビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器

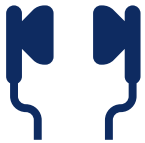

インカム等

（※）加算（Ⅰ）及び加算（Ⅱ）ともに、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員の使用が必要。

3.介護記録作成の効率化に資するＩＣＴ機器

介護記録ソフトウェア等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）

介護記録作成の効率化に資するICT機器

【上位加算要件】職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減について

加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、業務内容の明確化や見直しの実施等、職員間の適切な役割分担を実施すること

【具体的な取組の流れ】

1.委員会における議論

委員会を開催するなどし、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減を図るために必要となり取組について検討し、取組内容を決める。

委員会等

2.職員研修等の実施

委員会の議論等を踏まえた取組に実施にあたり、オペレーションの変更点等に関して、必要に応じて研修等を実施。

職員研修

3.取組の実施

委員会の議論等を踏まえた取組を実施。

4.委員会における取組状況の確認

三月に一回以上の開催が求められる委員会において、取組状況を確認し、必要に応じて、取組の見直しなどを検討。

（参考）取組の事例

例えば、介護専門職が、身体的な介助など専門職にしかできない業務に集中できるよう、以下のような取組を実施することが想定される。

- 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化する
- 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設ける
- いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組）を行う
- 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注する

（※）　国の実証等では、介護専門職の間接的な業務の時間が削減され、利用者と接する時間が増加する等の効果を確認

⇒ 1から4の取組によるＰＤＣＡサイクルの確立

【共通要件】
生産性向上の取組に関する実績報告について

事業年度毎に**１回**、生産性向上の取組に関する実績について厚生労働省への報告が必要
・加算（Ⅰ）は、**１から５の項目**を報告
・加算（Ⅱ）は、**１から３の項目**を報告

1.利用者の満足度等の評価

実施時期は任意

（調査項目）
① **ＷＨＯ－５調査**（利用者における満足度の変化）
② **利用者の認知機能の変化に関する調査**
（調査対象）
①及び②について**各５名程度の利用者**が調査の対象（対象者が５名に満たない場合は対象となる利用者の最大数）

2.業務時間及び超過勤務時間の調査

（調査項目）
対象事業年度の**10月における介護職員の１月当たり**の
① **総業務時間**
② **残業時間**

介護労働実態調査の調査対象月にあわせたもの

（調査対象）
全ての介護職員が調査の対象（加算（Ⅱ）を算定する場合は、介護機器の活用を行ったフロア等に勤務する介護職員が対象）

3.年次有給休暇の取得状況の調査

（調査項目）
対象事業年度の10月を基準として**直近１年間（11月～10月）の年次有給休暇の取得日数**を調査
（調査対象）
項目２と同じ。

介護労働実態調査の調査対象期間に合わせたもの

4.介護職員の心理的負担等の評価　（加算Ⅰのみ）

実施時期は任意

（調査項目）
① **ＳＲＳ-18調査**（介護職員の心理的負担の変化）
② **利用者の認知機能の変化に関する調査**
（調査対象）
項目２と同じ。

5．業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査（加算Ⅰのみ）

実施時期は任意

（調査項目）
５日間の自記式又は他記式による**タイムスタディ調査**（①日中、②夜間の時間帯の調査）
（調査対象）
日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、**複数人の介護職員**を調査の対象

（留意事項）
調査実施に当たっては介護職員や利用者等に説明を行い、調査への同意を得ること。
（※）同意が得られない場合は調査の対象としないこと。

【共通要件】報告書の提出について

以下の様式によりオンラインで厚生労働省に提出を行う。

加算（Ⅱ）の回答範囲

（別紙１）　　令和　　年　　月　　日

生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）

事業所番号			
事 業 所 名			
施 設 種 別	1　短期入所生活介護	2　短期入所療養介護	3　特定施設入居者生活介護
	4　小規模多機能型居宅介護	5　認知症対応型共同生活介護	6　地域密着型特定施設入居者生活介護
	7　地域密着型介護老人福祉施設	8　看護小規模多機能型居宅介護	9　介護老人福祉施設
	10　介護老人保健施設	11　介護医療院	12　介護予防短期入所生活介護
	13　介護予防短期入所療養介護	14　介護予防特定施設入居者生活介護	15　介護予防小規模多機能型居宅介護
	16　介護予防認知症対応型共同生活介護		
届出区分	1　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　2　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		
人員配置状況	（常勤換算方式）　利用者　3（人）：介護職員　　（人）		

1　利用者の満足度の変化

調査時期	令和　年　月

① WHO－5（調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

② 生活・認知機能尺度（調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

2　総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化　調査対象人数　人

対象期間	令和　年　月
総業務時間	

対象期間	左表と同じ
超過勤務時間	

（※１）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（時間）

（※２）対象期間は10月としているが、本加算の算定初年度においては算定を開始した月を対象期間とする。

3　年次有給休暇の取得状況　調査対象人数　人

対象期間	令和　年11月～令和　年10月
年次有給休暇取得日数	

（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（日）

加算（Ⅰ）は４以降も回答が必要

4　介護職員の心理的負担等の変化

調査時期	令和　年　月

①ＳＲＳ－18（調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点	32点～54点
人数				

② モチベーションの変化（調査）　調査対象人数　人

点数区分	-3点 ～ -1点	0点	1点 ～ 3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人

5　タイムスタディ調査　（※）５日間の調査

調査時期	令和　年　月

① 日中　調査対象人数　人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				

（※）余裕時間とは、突発でのケアや対応ができる状態での業務時間

調査対象者の業務時間の総和　［　　］時間（少数点第１位まで記載）

② 夜間　調査対象人数　人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				

調査対象者の業務時間の総和　［　　］時間（少数点第１位まで記載）

備考　加算（Ⅰ）は１～５を記入し、加算（Ⅱ）は１～３を記入すること。詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。

【上位加算要件】生産性向上の取組による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する「成果」の確認について

加算（Ⅰ）の算定開始に当たっては、加算（Ⅱ）で求める**介護機器の導入後、生産性向上の取組を３か月以上継続**した上で、**生産性向上の取組の成果**として、**加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の活用の前後を比較する**ことにより、**業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減が行われたことを確認**し、届け出る必要がある。

【比較する対象者】

◆介護機器の**導入前後の両方の１～３の調査を受けている同一の利用者及び介護職員が対象。**
◆介護職員が育児・介護等のために短時間勤務制度を利用する等、**比較対象期間中に勤務形態に変更がある場合は対象から除く**。

1.利用者の満足度等の評価

① **ＷＨＯ－５調査**（利用者における満足度の変化）
② **利用者の認知機能の変化に関する調査**
について**悪化（数値の低下）がみられない**（※）こと。
（※）
悪化（数値の低下）が生産性向上の取組に伴うものではないものである場合には当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

2.業務時間及び超過勤務時間の調査

取組を３か月以上継続した以降の月の介護職員の１月当たりの
① **総業務時間**
② **残業時間**
について、**機器導入前の直近の同月**又は**機器導入月の前月**の勤務状況と比較し、総業務時間及び超過勤務時間が**短縮している**こと。

事後調査の実施月は10月に限定されない
（年１回の報告とは別に調査することが可能）

3.年次有給休暇の取得状況の調査

機器導入月又は加算（Ⅱ）の算定開始月から２の調査月までの期間における**年次有給休暇の取得日数**について、機器導入前の直近の同期間の取得日数と比較し、**維持又は増加している**こと。

事後調査の実施月は10月に限定されない
（年１回の報告とは別に調査することが可能）

【上位加算要件】指標の比較のイメージ
（R6.6に介護機器導入、６か月の取組実施後、成果が確認されたという場合を想定）

◆介護機器の**導入前後双方の①～③の調査を受けている同一の利用者及び介護職員が対象**。

◆介護職員が育児・介護等のために短時間勤務制度を利用する等、**比較対象期間中に勤務形態に変更がある場合は対象から除く**。

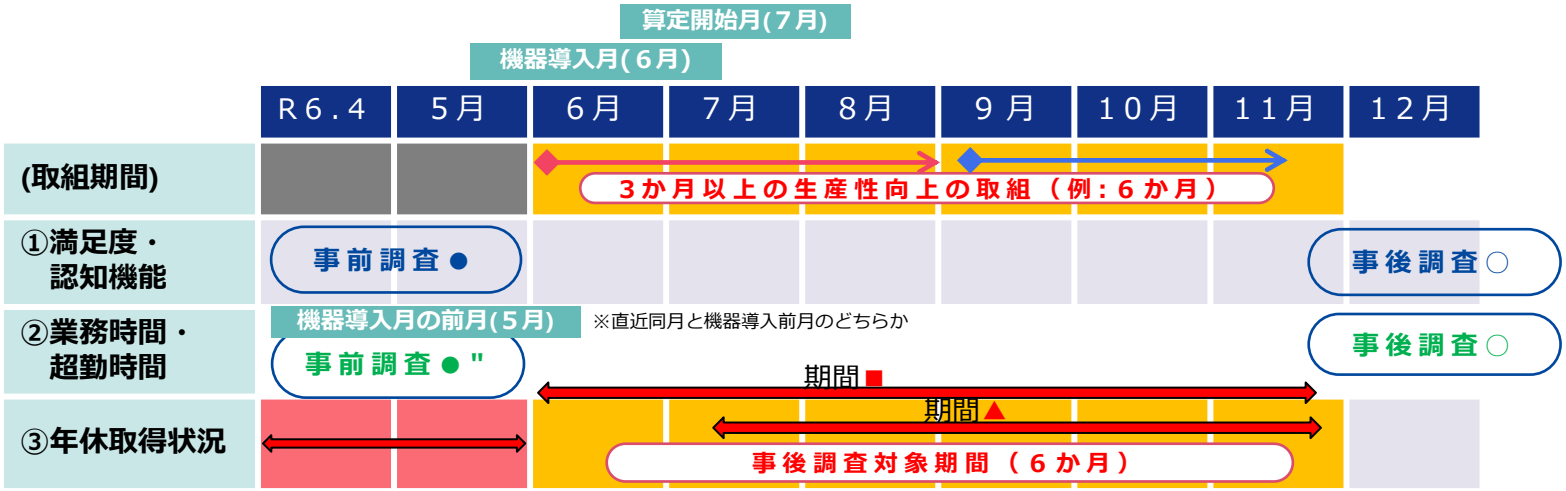

①「利用者の満足度等の調査」　：**機器導入前後（事前調査●、事後調査○）**を比較

②「業務時間及び超過勤務時間の調査」：**機器導入前の直近の同月（事前調査●'）**又は**機器導入月の前月（事前調査●"）**と**（事後調査○）**を比較

③「年休取得状況」　：**機器導入月又は加算（Ⅱ）の算定開始月から②の調査月（事後調査○）までの期間（事前調査対象期間:■ 又は ▲）**と **機器導入前の直近の同期間**又は**当該介護機器を導入した月の前月を起点とする直近の調査対象期間の月数（事後調査対象期間:★又は☆）**を比較

【上位加算要件】加算（Ⅱ）を取得せず、最初から加算（Ⅰ）を取得しようとする場合における「成果」の確認について

生産性向上の取組を従来から進めている事業所等が最初から加算（Ⅰ）を算定する場合、当該事業所における生産性向上の取組による成果として１から３に該当することを示すデータの提出が必要。

1.利用者の満足度等の評価

① **ＷＨＯ－５調査**（利用者における満足度の変化）

② **利用者の認知機能の変化に関する調査**

について**悪化（数値の低下）がみられない**（※）こと。

2.業務時間及び超過勤務時間の調査

取組を３か月以上継続した以降の月の介護職員の１月当たりの

① **総業務時間、②残業時間**について、**機器導入前の直近の同月**又は**機器導入月の前月**の勤務状況と比較し、総業務時間及び超過勤務時間が**短縮している**こと。

3.年次有給休暇の取得状況の調査

加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の機器導入月から２の調査月までの期間における**年次有給休暇の取得日数**について、機器導入前の直近の同期間の取得日数と比較し、**維持又は増加している**こと。

（本加算の新設以前から加算（Ⅰ）の要件を満たすような生産性向上の取組を進めている介護サービス事業所の場合）

- 事業所において生産性向上の取組を開始した際のデータを有している場合については、当該データと現在の状況を比較するなどにより成果を確認すること。
- なお、加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入前の１「利用者の満足度等の評価」の項目に関する調査のデータがない場合等については、当該介護機器の導入前から介護サービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認することで足りる。

（本加算の新設等を契機に加算（Ⅰ）の要件を満たすような生産性向上の取組を進めている介護サービス事業所の場合）

- 加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、生産性向上の取組を３月以上継続した上で、当該介護機器の導入前後を比較することにより成果を確認すること。

例：R6.4にテクノロジー（見守り機器、インカム、介護記録ソフトの全て）の活用を開始した場合、最短で７月に成果のデータ提出が可能

	R６.４	５月	６月	７月	８月
取組期間	加算Ⅱ	加算Ⅱ	加算Ⅱ	届出	加算Ⅰ

【上位加算要件】事業所開設時にテクノロジーを導入していて、事前データの取得ができない場合の成果の確認について

［疑義］加算（Ⅰ）の算定開始に当たって、例えば、数年前又は新規に介護施設を開設し、開設当初より、加算（Ⅰ）の要件となる介護機器を全て導入しているような場合については、当該介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいないなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどのように考えるべきか。

（利用者の満足度等の評価について）

- 介護サービスを利用する利用者（５名程度）に、介護機器を活用することに起因する利用者の安全やケアの質の確保についてヒアリング調査等を行い（※）、その結果に基づき、委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認すること。

（※）ヒアリング調査について
- 介護機器活用した介護サービスを受ける中での、利用者が感じる不安や困りごと、介護サービスを利用する中での支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリングを実施することを想定。
- また、事前調査が実施できない場合であって、ヒアリング調査等を行う場合には、利用者向け調査票による事後調査の実施は不要となる。

（総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の調査について）

- 加算（Ⅱ）の要件となる介護機器を導入した月（利用者の受入れを開始した月）を**事前調査の実施時期**とし、介護職員の１月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取組を３月以上継続した以降の月における介護職員の１月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。

- **事前調査の実施時期**について、介護施設を新たに開設し、利用者の受入開始月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合については、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点を事前調査の対象月とすること。この場合、利用者数の変化が一定程度落ち着いた考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。

（※）利用者数の変化が一定程度落ち着いた考えられる時点について
- 例えば、令和６年１月に介護施設（定員50名とする）を新たに開設し、同年１月に15人受け入れ、同年２月に15人受け入れ（合計30名）、同年３月に15人受け入れ（合計45名）、同年４月に２名受け入れ（合計47名）、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年４月を事前調査の実施時期とすること。

【上位加算要件】成果に関するデータの指定権者への提出について

加算の算定の関する届出書に以下の調査結果に関する様式を添付すること。

（別紙２）　　令和　　年　　月　　日

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果

事 業 所 名	

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入時期

導入時期	令和　年　月

１　利用者の満足度等の変化

事前調査時期	令和　年　月	事後調査時期	令和　年　月

①－１　WHO－５（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

①－２　WHO－５（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

②－１　生活・認知機能尺度（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

②－２　生活・認知機能尺度（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

上記の調査データがなく、ヒアリング調査を実施した場合(備考参照)　□

２　総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化　調査対象人数　人

対象期間	(事前)令和　年　月	(事後)令和　年　月
総業務時間		

対象期間	(事前)上表と同じ	(事後)上表と同じ
超過勤務時間		

（※）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（時間）

総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認　□

３　年次有給休暇の取得状況　調査対象人数　人

対象期間	(事前)令和　年　月～　月	(事後)令和　年　月～　月
年次有給休暇取得日数		

（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（日）

年次有給休暇の取得状況が維持又は増加していることの確認　□

備考　詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、３月以上取組の継続が必要であることに留意すること。

また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

よくある質問について（実績報告）

Q.生産性向上推進体制加算実績報告システムにGbizIDでログインしようとしたところ、エラーコード「e070001」が表示されログインすることができなかった。

A．このエラーは、GビズIDのアカウント種類に関するエラーです。本システムにおいては、GビズIDのプライムIDまたはメンバーIDでのログインが必要となり、エントリーIDではログインできません。ログインするGビズIDの種類をご確認の上、プライムIDかメンバーIDで再度ログインをお試しください。
（参考）

G ビズ ID ご利用ガイド　https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html

Q.報告年度・報告日は何を入れればよいか。

A．報告年度は現在の年度、報告日は現在の日付をいれてください。

Q.実績報告システムにはファイルの添付欄があるが、添付資料はなにか必要か。

A．添付欄はシステムエラー等の場合に備えて設けているものであり、資料の添付は通常不要です。

Q.報告にあたっての総業務時間の算出方法がわからない

A．以下の通り、計算の流れを例示します。

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
総業務時間	134.2	121.5	143.1	115.2	140.5

施設での全介護職員が５人であり、令和６年10月の総業務時間がそれぞれ右表のとおりとした場合、Ａ～Ｅさんの総業務時間の平均を算出すると、130.9時間となる。
よって、調査対象人数は5人、対象期間は令和６年10月、総業務時間は130.9時間として報告する。

よくある質問について

Q.人員配置状況はどのように報告すればよいか。

報告時点の直近で把握している配置状況を、利用者３人：介護職員●人の形で換算してご報告ください。

※換算方法の例示をします。利用者103人：介護職員45.3人だとした場合、介護職員＝45.3人×3人÷103人＝1.3人

よって、利用者３人：介護職員1.3人として届出をしてください。

Q.加算を３月に算定した場合、年次有給休暇の取得状況調査の対象月と期間が被らないが問題ないか。

年次有給休暇の調査対象期間は、加算の算定開始月にかかわらず、報告前年度の11月～報告年度の10月で実施をお願いいたします。

Q.加算の報告様式や利用者向け調査票等の可変媒体はどこに掲載されているか。

こちらに掲載しています。